



看護学内訳	科 目	講 義 時 間		備 考
		講 義	実 習	
看護学総論	看護学総論	一五〇	二二〇	看護史及び看護論を含む。
看護概論	看護概論	六〇	六〇	
看護技術	看護技術	九〇	九〇	
総合実習	総合実習	一二〇	一一〇	
成人看護学	成人看護学	四九五	一七〇	
成人看護概論	成人看護概論	三〇	三〇	
成人保健	成人保健	六〇	六〇	精神衛生を含む。
成人疾患と看護	成人疾患と看護	四〇五	一七〇	
内科疾患と看護	内科疾患と看護	一三五	四三五	伝染性疾患及び寄生虫疾患を含む。
精神科疾患と看護	精神科疾患と看護	三〇	九〇	救急処置及び手術室実習を含む。
外科疾患と看護	外科疾患と看護	九〇	三三〇	
整形外科疾患と看護	整形外科疾患と看護	四五	九〇	
皮膚科疾患と看護	皮膚科疾患と看護	一五	四五	
泌尿疾患と看護	泌尿疾患と看護	一五	四五	
婦人科疾患と看護	婦人科疾患と看護	三〇	四五	
眼科疾患と看護	眼科疾患と看護	一五	九〇	
耳鼻咽喉科疾患と看護	耳鼻咽喉科疾患と看護	一五	九〇	
歯科疾患と看護	歯科疾患と看護	一五	四五	
保健所等実習	保健所等実習	一二〇	一八〇	
小児看護学	小児看護学	一五	一八〇	
小児看護概論	小児看護概論	三〇	一八〇	
小児保健	小児保健	七五	二八五	保健所等実習を含む。
小児疾患と看護	小児疾患と看護			

母性看護学	母性看護概論		母性保健		母性疾患と看護	合 計	備考
	講 義	実 習	講 義	実 習			
母性看護学	一二〇	二二〇	三三〇		母性看護史及び看護論を含む。	八八五	保健所等実習を含む。
母性看護概論	一五	一五	一五			七五	
母性保健	七五	二二〇	三二〇			二一〇	
母性疾患と看護	三〇	三二〇	三二〇			六五五	
合 計	八八五	七七〇	一、六五五			一、六五五	

備考 保健所における実習は、全体を通じて六〇時間を標準として実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に鳥取県立鳥取高等看護学院に在学している学生に係る教育の内容については、この規則による改正後の別表の鳥取県立鳥取高等看護学院の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の中

建築課

鳥取市に所在する県営住宅の使用料の  
収納関する事務

を

財政課

証紙徴収の方法により徴収する自動車  
税の額に相当する現金の納付があつた  
場合の当該現金の収納に関する事務

に改める。

建築課

鳥取市に所在する県営住宅の使用料の  
収納に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 鳥取県告示第二百二十九号

昭和三十七年十月鳥取県告示第五百七十四号（市町村別民生委員定数に  
ついて）の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月一日から施行す  
る。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中「米子市一四六」を「米子市一五九」に、「岸本町

一三七」を「岸本町一七」に改める。